



安堵町公告第2号

令和8年度トーク安堵カルチャーセンター及び安堵中央公園体育館管理運營業務委託について、一般競争入札（条件付）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び安堵町契約規則（昭和43年安堵村規則第5号）第3条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和8年2月24日

安堵町長 西本 安博



入札公告

1. 入札に付すべき事項

- | | |
|----------|-----------------------------------------|
| (1) 件名 | 令和8年度 トーク安堵カルチャーセンター及び安堵中央公園体育館管理運營業務委託 |
| (2) 履行場所 | トーク安堵カルチャーセンター・安堵中央公園体育館 |
| (3) 履行期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (4) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |

2. 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法に基づく破産手続開始又は会社更生法に基づく公正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 公告日において、安堵町の令和6・7年度指名競争入札参加資格審査（物品・役務関係）において登録している者であること。
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの間において、指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 両施設の施設管理業務委託において十分な能力を有し、過去5年以内に同規模程度の施設の管理実績が3件以上あること。
- (7) 本町が別紙各仕様書に示す要件を満たすものを提供できる者であること。
- (8) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を有している者であること。
- (9) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (10) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

3. 入札に関する書類

本町のホームページに一般競争入札参加資格審査申請書等の様式を掲載するので、これらをダウンロードして作成すること。

4. 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札への参加を希望する者は、次のアからオまでの必要書類を教育委員会教育推進課に郵送提出すること。入札参加資格の審査を受けること。
- ア 入札参加資格審査申請書（様式第1）
 - イ 契約実績調書（様式第2）及びこれを証明する契約書の写し等
 - ウ 誓約書（様式第3）
 - エ プライバシーマーク又は ISMS 認証の登録証の写し（有効期間が確認できるもの）
 - オ 委任状（様式第5）※代理人が申請する場合は添付すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書類は、入札参加資格審査申請期限までに安堵町役場教育委員会教育推進課宛に郵送にて提出しなければならない。

5. 入札参加資格審査申請受付

- (1) 提出期間 公告の日から令和8年3月11日（水）午後5時まで 必着
- (2) 提出方法 配達記録や書留郵便等、送達の追跡ができるもの。持参不可
- (3) 提出先 〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地
安堵町役場 教育委員会 教育推進課
- (4) その他 書類に不備があった場合は、随時連絡します。

6. 仕様書等に対する質問及び回答

入札にかかる質疑等については、電子メールにより行うものとする。電話での質問は受付しない。

- (1) 受付期限 公告の日から令和8年3月2日（月）正午まで
- (2) 問合せ先 安堵町役場 教育委員会教育推進課 taiikukan@town.ando.lg.jp
回答は、令和8年3月3日（火）までに安堵町ホームページに掲載します。

7. 入札書の提出

- (1) 提出期限 令和8年3月18日（水）午後5時まで 必着
- (2) 提出書類 入札書（様式第6）
 - ※入札書には1年間の管理運営業務委託料の総額（税抜き）を記載し、内訳として、トーク安堵カルチャーセンター、安堵中央公園体育館（税抜き）も記載すること。
 - ※入札書には代表者印を押印すること。押印がない場合は無効とします。また、入札書は封筒に入れ、のり付け部分を代表者印（又は、受任者印）で封印すること。
 - なお、封印した封筒は、さらに外袋に入れて郵送することも可能とする。
 - ※封筒の件名と入札書に記載されている件名が異なる場合は無効とします。
- (3) 提出方法 配達記録や書留郵便等、送達の追跡ができるもの。持参不可
- (4) 提出先 〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地
安堵町役場 教育委員会教育推進課

8. 開札日時等

- (1) 開札日時 令和8年3月19日（木）午前9時
- (2) 開札場所 安堵町役場 会議室

9. 落札者の決定

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載した業務委託料総額に消費税を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。
- (2) 入札回数は、1回とし、予定価格を下回る価格を提示した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。予定価格に達しなかった場合は、最低価格を提示した者と協議し、随意契約を締結する場合があります。
- (3) 開札時は、入札事務に関係ない職員が開札に立ち会います。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじで行う場合、開札後同価の業者に連絡させていただき、同日午後5時に行いますのでご来庁ください。また、代理者の方は、委任状（様式第7）を持参すること。来庁者がいない場合、職員の代理によりくじを行います。
- (5) 入札の回数は1回を限度とする。

10. 入札保証金

安堵町契約規則第4条から第6条の規定に基づき、免除とする。ただし、必要と認められるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることができる。

11. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加資格の無い者がした入札
- (2) 入札書に記載事項等に不備ある入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 談合が疑わしいと認められる入札
- (5) 入札に際し不正な行為があると認められた入札
- (6) 代理人による入札で委任状の提出のないもの

12. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約を締結したとき。

- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者とその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、安堵町が安堵町との契約との相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

13. その他

本入札参加に係る費用はすべて参加業者が負担すること。

お問い合わせ

〒639-1095

奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地
安堵町役場 教育委員会 教育推進課

担当：穴瀬

TEL:0743-57-2033

FAX:0743-57-1526

Mail: taiikukan@town.ando.lg.jp